

報道関係者 各位

令和元年10月23日 発表	
担当	三重労働局 監督課長 関 一郎太 過重労働特別監督監理官 藤川 敏行 TEL (059) 226-2106

過労死等防止啓発月間（11月）において 「過重労働解消キャンペーン」を実施

～労働局長による職場訪問、重点監督などを実施～

過労死等防止対策推進法（平成26年11月施行）では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

また、三重労働局では、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、同月間において「過重労働解消キャンペーン」を展開し、以下の取組を行います。

※ 「過労死等」とは、

- ① 業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ② 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ③ これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害
のことです。

1 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します
三重労働局長（下角 圭司）が、過重労働解消に向けて積極的に取組んでいる企業を訪問し、その取組状況について、当該企業の従業員と意見交換を行います（詳細は別紙のとおり）。

【実施日時】令和元年11月11日（月）午後1時30分から3時00分（取材可能）

【訪問先】宇野重工株式会社（松阪市大津町1607番地の1）

2 労使の主体的な取組を促します

当該キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働

働削減に向けた取組等に関する協力要請を行います。

【協力を要請する使用者団体等】

日本労働組合総連合会三重県連合会	三重県経営者協会
三重県商工会議所連合会	三重県商工会連合会
三重県中小企業団体中央会	一般社団法人三重県トラック協会
公益社団法人三重県バス協会	一般社団法人三重県タクシー協会
三重県社会保険労務士会	一般社団法人三重県建設業協会
一般社団法人三重労働基準協会連合会	

3 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業など過重労働が懸念される事業場への重点監督を実施します。

4 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

【実施日時】令和元年10月27日（日）午前9時から午後5時

【フリーダイヤル】0120-794-713なくしましよ^う長い^残業

5 周知・啓発を実施します

(1) 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

【日時】令和元年11月8日（金）午後1時30分から4時

【場所】四日市商工会議所 ホール（四日市市諏訪町2-5）

(2) 使用者等へのリーフレットの配布、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く周知を図ります。

労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

三重労働局（局長 下角圭司）は、11月の「過重労働解消キャンペーン」月間の取組として、局長自らが長時間労働の削減等働き方改革に向けて積極的に取り組んでいる管内のベストプラクティス企業を訪問し、当該企業の取組内容について従業員等と意見交換を実施します。

報道機関を通じて、その様子を広く紹介していただくことにより、管内全体の過重労働解消等に向けた気運の醸成を図りたいことから、報道関係者各位におかれては、積極的なご参加等ご協力をお願いいたします。

【訪 問 日 時】令和元年11月11日（月）

午後1時30分から午後3時00分まで（取材可能）

【訪 問 先】宇野重工株式会社

（松阪市大津町1607番地の1）

【主 な 内 容】

訪問先企業から、以下の活動・取組についてご説明いただくとともに、パトロールに同行させていただき、その後、従業員の皆様との意見交換を行います。

1 長時間労働の抑制に関する取組

- ・ノー残業デーの実施
- ・定例会議による工程調整
- ・繁忙期の当社の退職者・協力会社の活用
- ・年次有給休暇の計画的付与

2 働き方改革への取組

- ・65歳まで希望者全員再雇用
- ・65歳超えの特別再雇用制度の創設
- ・週4日勤務、週3日勤務の従業員の雇用
- ・「はた」を「らく」にする。をテーマにボトムアップで業務改善
- ・IT関連（スマホ、タブレット、クラウド環境）に積極投資

3 仕事と家庭の両立、女性活躍

女性従業員に対して

- ・ 有期雇用者、派遣労働者からの→正社員登用
- ・ 出産からのフルタイム復帰
- ・ 資格取得奨励
- ・ 職郡の変更
- ・ 技術者として新卒者初採用
- ・ 女性用更衣室・トイレ増設、女性専用休憩室の新設

4 福利厚生の充実

- ・ R01.6 技術館完成
- ・ R01.10 本館 1F 全面改装
- ・ 健康経営による従業員への健康投資

※ 各項目の詳細な取組内容については、当日ご紹介いたします。